

令和6年度の体制について

長野県社会的養育推進計画の見直し(後期計画の策定)に向け、専門委員のほかに

- ① 予防的支援の中核を担う市町村の代表の参画
- ② 計画の当事者(社会的養護経験者)の参画

が必要であると認められたところ



運営要領に基づき、上記の方々について

- ① 特別委員:2名(市長会推薦1名・町村会推薦1名)
- ② 若者委員:3名(社会的養護を経験した若者)

として、本分科会へ参画していただいていたところ

専門分科会運営要領第5の3

専門分科会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、調査審議するために必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は**その者の出席を求め、その意見を聴くことができる。**

令和7年度以降の体制について(案)

今後策定される予定の長野県社会的養育推進計画(後期計画)の推進に当たっては、本分科会において検証・評価を行い、推進に向けた課題や具体的施策などについて検討していくこととなる



計画の策定のみならず、**推進に当たっての検証・評価等においても、引き続き**

- ① 予防的支援の中核を担う市町村の代表の参画
- ② 計画の当事者(社会的養護経験者)の参画

が必要であると認められたところ



運営要領の改正(R7.4.1付け)を行い、

- ① 特別委員:2名(市長会推薦1名・町村会推薦1名)
- ② 若者委員:3名(社会的養護を経験した若者)

を**専門委員に加える**こととしたい

なお、任期については、現在の専門委員の任期に合わせ、令和8年8月31日までとしたい